

東大阪市新水道庁舎整備事業 入札説明書等に関する個別対話の回答

- ・ 東大阪市新水道庁舎整備事業 入札説明書等について、令和6年8月5日及び令和6年8月6日に実施した個別対話での質問の回答を公表します。

令和6年8月29日
東 大 阪 市

入札説明書等に関する個別対話の回答

No.	議題	該当箇所 (頁・項目)	確認したい内容	回答
1	徒歩による来庁者と主副出入口の関係性について	基本計画P11 (2)交通アクセス 要求水準書P18 (3)①◎	主出入口が西側となり、エントランスホールも西側に配置されることが想定されますが、北側や南側の鉄道駅、東側のバス停からの敷地への徒歩の最短ルートは副出入口になると思います。敷地内の外構歩道等で建物の西側主出入口に案内するお考えでしょうか。または、徒歩の来庁者は副出入口から建物に案内する想定でしょうか。	要求水準書に規定する主出入口、副出入口は車両に関する内容となります。徒歩の来庁者の敷地内への出入口、建物への主出入口、エントランスホールの位置及び敷地内での案内については、アクセス性、安全性、利便性に配慮した上で事業者の提案によるものとします。
2	基本計画平面図のピロティ駐車場について	基本計画P21 3.平面計画	基本計画の平面計画では、ピロティ駐車場を17台設置していますが、要求水準書では公用車のうち3台、車いす使用者用駐車区画1台以外は雨に濡れない対策の要求がありません。平面計画において留意すべきお考えがあればご教示ください。	要求水準書に記載のとおり、公用車用のうち給水車1台、緊急車両1台、トラック1台の駐車場は屋根（カーポート等）を設置してください。また、車いす使用者用駐車区画またはゆずりあい駐車区画（1台分以上）の利用者が雨に濡れないよう水道庁舎のエントランスホールまでのアプローチ経路も含め、庇や屋根等を設置してください。それ以外の駐車場への屋根の設置及び雨への対応については、事業者の提案によるものとします。
3	建設企業の資格	入札説明書P15.16 4	監理技術者の常駐の期間は、現場の施工期間だけでよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	工事監理者の常駐について	入札説明書P17 第3/5/④	工事監理企業と規定の実績を有する一級建築士である者を専任かつ常駐で配置することと記載がありますが、常駐ではなく、現場の工程・進捗に合わせて現場で業務を行うと考えてよろしいでしょうか。	「専任かつ常駐」の条件は削除します。入札説明書を修正します。
5	工事監理者の常駐について	入札説明書P17 5-④	上記③の実績を有する一級建築士である者を専任かつ常駐で配置することについて、常駐の有無で金額に変動があるため、常駐の必要性について確認させてください。	入札説明書等に関する個別対話の回答No.4を参照してください。
6	入札参加資格審査について	入札説明書P21 (3)	入札参加資格審査書類提出時に監理技術者を選定しますが、提案から着任までの期間が長い場合、着手時に同以上の資格・実績を持つものに限り変更は可能でしょうか。	原則として、配置予定技術者の変更は認めません。ただし、資格、能力等において支障がないと本市が判断した場合には、この限りではありません。
7	募集及び選定スケジュールについて	入札説明書P23 第5-2	ヒアリングの日時について、どの時期で分かるのでしょうか。	詳細なヒアリング日時については、提案書提出後に該当者に別途連絡します。
8	入札予定価格について	入札説明書P25 第5/4	入札予定価格が基本計画時の概算事業費から増額となっておりますが、理由及び内訳をご教示いただけますでしょうか。	内訳は示しません。 要求水準書の内容に基づき、入札予定価格を設定しています。
9	入札価格について	入札説明書P25 4	基本計画時の概算事業費よりも増額となっていることについて、増額の要因を確認させてください。	入札説明書等に関する個別対話の回答No.8を参照してください。
10	構造計画の要求水準の変更について	要求水準書P26 第2/1/(5)/④	6月17日の要求水準書（案）において、構造計画の安全性について、要求が高くなっておりますが、当初の要求水準書（案）からの変更の意図、お考えについてご教示いただきたい。	熊本地震での震度7の2回連続の発生、能登半島地震で震度7等、昨今の地震発生状況を鑑みると、これまで以上に地震発生に対するリスク対策を講じる必要性を感じています。 災害が起きた際に何より急がれるのがライフラインの確保・復旧であり、水道庁舎においては、災害応急対策活動の重要拠点であり、大規模な地震が連続して発生した場合にも、庁舎建物の構造体が健全な状態で業務継続が可能となっている必要があると考えます。 つきましては、現在、要求水準書において求めている構造体の耐震安全（Ⅱ類以上）の確保、大規模な地震が連続して発生した際も、構造体を健全に保ったまま業務継続できるよう、構造設計の際には詳細な検証を行うことを求めるものです。
11	共通	要求水準書P27 2.1.(6)	設備の異常が発生した場合、現場確認や警報の停止など一次的な対応を総務課及び当直室にて実施いただけるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P.74に記載のとおり、設備の異常等の理由で、本市から要請を受けた場合には、業務計画外であっても関連業務の業務責任者又は業務担当者を速やかに現場に急行させ、異常箇所の修理、復旧等の対策を講じてください。現場確認や警報の停止など一次的な対応は、業務計画段階での協議によりますが、一定の対応は可能と考えています。

No.	議題	該当箇所 (頁・項目)	確認したい内容	回答
12	洗車方法	要求水準書P51 洗車スペース	洗車はどのような方法で行われますでしょうか。通常の水圧での洗浄でしょうかあるいは高圧洗浄機による洗浄でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
13	訓練方法	要求水準書P52 訓練スペース	訓練スペースでの訓練について、駐車スペースの利用を考えていますが、訓練時間、頻度などを教えて頂けますでしょうか	年3・4回程度、一日2部制(午前・午後)で各2時間程度を想定しています。
14	修繕業務費	要求水準書P84 6.10.(3)	修繕業務費93,600千円が事業期間中に不足した場合、貴市より補填いただけるという理解でよろしいでしょうか。	計画以上に修繕が必要となった場合における対応については、事業契約書(案)第60条第4項をご確認ください。その上で、事業費が不足する場合は、事象に応じて、協議により対応を決定するものとします。
15	廊下の考え方について	要求水準書 資料7 必要諸室リスト及び 電気・機械要求性能表	中層高層の執務室①②には窓口カウンターやカウンター外側の対面スペースが含まれると考えてよろしいでしょうか。	「要求水準書(案)(令和6年6月17日修正版)に関する質問及び意見への回答(令和6年7月8日公表)」No.22のとおり、中層高層の執務室①②への窓口カウンターやカウンター外側の対面スペースの設置は不要です。なお、窓口対応は、各階に設置する「打合せスペース」での対応を想定しています。
16	執務空間へのご要望	要求水準書 資料8 什器・備品等リスト	什器・備品リストに示される什器・備品はその性能(利用人数等)を確保されていれば、その内容や計上は事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
17	主な維持管理業務項目詳細一覧	要求水準書 資料16 主な維持管理業務 項目詳細一覧	記載業務のうち、遠隔監視や遠隔点検で質を落とさず頻度等を変更することは可能でしょうか。	維持管理業務の対象とする本施設全体の性能及び機能を常時適切な状態に維持し、利用者等の安全確保を最優先として、本施設の運営に支障を及ぼすことがなく、かつ、執務等が快適に行える状態であれば、維持管理業務の実施頻度等は事業者の提案によるものとします。 提案により、頻度等を変更する場合は、その旨と変更理由を提案書にてお示しください。
18	参加資格審査について	提出書類及び作成要領	「ファイルの表紙には入札参加グループ名、事業名、書類名を表記のうえ3部提出」とありますが、ファイルを3冊提出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	参加資格審査について	提出書類及び作成要領	「決算報告書(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3カ年)」はどこまで必要でしょうか。BS,PLのみでよいでしょうか。	構いません。
20	参加資格審査について	提出書類及び作成要領	「納税証明書その3の3」は原本と写しのどちらを提出すればよろしいでしょうか。	写しで構いません。
21	参加資格審査について	建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	1. 「特定建設業の許可を受けた者である事を証する書類」は建設業許可通知書(建設業の許可について(通知))でよろしいでしょうか。	構いません。特定建設業の許可を受けていることが判別できる内容としてください。
22	参加資格審査について	建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	2. 「建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条の2第1項に違反していないことを証する書類」は、R5.3.31を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書でよろしいでしょうか。(R6.3.31を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書は提出日までに通知されない為)	入札参加資格要件の確認基準日時点で証明できる最新の通知書で構いません。
23	参加資格審査について	建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	3. 「建築一式工事の総合評点(P)が1,300点以上であることを証する書類」もR5.3.31を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書となります。添付資料2と3は同一の書類という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。内容を証明できるものであれば、兼ねて構いません。

No.	議題	該当箇所 (頁・項目)	確認したい内容	回答
24	過去3ヶ月以上の雇用関係にある者を証する書類について	様式α-6	過去3ヶ月以上の雇用関係にある者を証する書類の写しとはどのような書類を想定しているでしょうか。また供用開始が数年後になりますので、人事異動等で変更となる可能性があります。条件を満たしていれば変更可能という理解でよろしいでしょうか。	雇用保険証等の写しの提出を想定しています。 本市が支障がないと判断した場合には、変更可能です。
25	地域経済への配慮について	様式集(提案審査)G-1	提案内容の裏付けとして、指定様式以外の資料添付は可能でしょうか。	原則、指定様式として枚数制限内での提案を基本とします。ただし、提案の根拠等を示す資料の添付は認めます。その場合、指定様式内で添付資料を添付する旨を明記ください。
26	契約保証について	事業契約書P18 第37条	(4)が建設工事しか保証されないため、設計に関する保証の対応についてはどのような想定でしょうか。	事業契約書第37条は(設計及び建設・工事監理業務の契約保障)に関する条文となっており、設計業務についても保証の対象となっています。 また、別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設・工事監理業務等のサービスの対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」に相当する金額及び当該額に係る消費税等の額が保証額の対象となり、その中に「設計費」も含まれます。